

氏名	應本 昌樹		
学位の種類	博士（法学）		
学位記番号	博甲第 7629 号		
学位授与年月日	平成 28年 3月 25日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
審査研究科	ビジネス科学研究科		
学位論文題目	権利保護保険に関する保険法および弁護士法上の問題にかかる 比較法的研究—ドイツの権利保護保険および米国のリーガル・サービス ・プランを中心に—		
主査	筑波大学 教授		弥永 真生
副査	筑波大学 教授	博士（法学）	徳本 穰
副査	筑波大学 教授	法学士	大淵真喜子
副査	筑波大学 准教授	博士（法学）	木村真生子
副査	中央大学 教授	法学修士	森 勇

論文の内容の要旨

審査対象論文は、権利保護保険に関する諸問題につき、保険契約法(保険法)、保険監督法(保険業法)及び弁護士職業法の観点から、検討を加えたものである。欧州、特に権利保護保険の最大市場であり、権利保護保険分野をリードしてきたドイツと、権利保護保険に類似するリーガル・サービス・プランという制度を持つ米国が比較制度の対象とされている。

第 1 章では、権利保護保険に係る問題の所在、論文の考察対象および論文の構成が示されている。

第 2 章では、欧州の権利保護保険につき概観したうえで、ドイツの権利保護保険につき詳細な検討が加えられている。すなわち、欧州の権利保護保険の特徴、法制度の枠組み、市場動向を俯瞰した上で、ドイツの権利保護保険については、その前提となる司法制度、権利保護保険の位置付け、権利保護保険の歴史的展開、権利保護保険を巡る法規制といった制度の枠組みが分析されている。そのうえで、ドイツ保険協会による標準約款に基づき、権利保護保険契約の内容およびその紛争解決手段に着目して、権利保護保険の現状を明らかにしている。さらに、ドイツにおける権利保護保険における保険契約法上の重要論点である保険事故に関する問題と弁護士選択の自由に関する問題とを取り上げ、いずれについても近時の裁判例を踏まえた検討を加えている。そして、ドイツにおいて、権利保護保険が普及・発展した制度的背景として、弁護士報酬の法定が支払保険金の予測可能性の確保に寄与していることや、責任保険などと兼業する場合における利益相反防止措置、被保険者による弁護士選択の自由の保障、紛争解決機関設置の義務付けなどの EU 法および国内法上の規制が存在することを指摘している。また、自由な弁護士選択のための前提として、高度な専門弁護士制度が確立していると論じ、さらに、紛争における事実の不確実性および主張と立証とからなる法的紛争の構造に由来する権利保護保険における保険事故の特殊性、権利保護保険を利用する際の弁護士選任に対する保険者の関与の在り方といった問題点

について、今後のわが国の権利保護保険の発展に向けた課題についての一定の示唆を得ている。

第3章では、米国におけるリーガル・サービス・プランが検討の対象とされている。まず、完全成功報酬 (contingency fee) や法律扶助を含む米国における紛争解決費用の調達方法の全体像を示したうえで、リーガル・サービス・プランの形態、構成要素、加入方法、主な給付および免責事由に着目して、リーガル・サービス・プランがどのようなものであるかが明らかにされている。また、リーガル・サービス・プランの歴史展開、リーガル・サービス・プランに対する法規制を概観し、分析を加えている。続いて、リーガル・サービス・プランの形態、構成要素、加入方法、主な給付および除外事由、リーガル・サービス・プランの歴史展開といった面から、リーガル・サービス・プランの意義が検討されている。さらに、エリサ法、各州保険法や弁護士倫理ないし裁判所規則といったリーガル・サービス・プランに対する法規制の内容の分析がなされている。そして、秘密保持、利益相反、報酬分配の制限、無資格法律業務の禁止など、権利保護保険を含む事業者による司法アクセス改善策が構造的に持つ弁護士業務への影響の可能性を踏まえた弁護士の職業法的規律の在り方、さらには、信託義務を中心とした信託法理の適用など、保険以外の手段による予防法務へのアクセス改善手段に対する規律の在り方についても、示唆を得ている。

第4章では、わが国の権利保護保険につき、その歴史を概観し、現在直面する課題を明らかにしたうえで、保険契約法上の問題、保険業法上の問題、弁護士法上の問題、保険以外の可能性といった法的諸問題につき、検討を加えている。具体的には、交通事故等の損害賠償請求を対象とする従来型の弁護士費用特約における保険事故の解釈、幅広い民事紛争を対象とする新たな保険における保険事故の在り方、被保険者による弁護士選択を制約する約款条項に対する規律、権利保護保険に関する保険監督の在り方、権利保護保険における弁護士紹介に対する弁護士法 72 条の適用、予防法律問題における保険以外のアクセス改善手段 (アクセス・プラン) に対する規律の在り方などの問題を取り上げている。

とりわけ、保険事故について、一定の解釈指針を得るとともに、約款上の規定の仕方や査定体制面などの運用面における改善の余地があると指摘し、第2章および第3章で得られた比較法・比較制度的知見を踏まえて、被保険者による弁護士選択に対し保険者の影響力を及ぼし得る約款条項は限定的に解釈されなければならないと論じている。また、日弁連と協定保険会社等との「権利保護保険 (弁護士保険)」に参加していない権利保護保険事業者による弁護士紹介実務は弁護士法 72 条に違反する疑いが濃厚であること、予防法務に対するアクセスについて保険以外の手段で適法に事業化できる可能性があることなどを指摘している。

第5章では、審査対象論文を総括したうえで、権利保護保険に関する諸問題のうち、審査対象論文では扱うことのできなかつた、残された課題を指摘している。たとえば、民事訴訟法等の手続法および競争法の問題があるほか、保険契約法上の問題に関しても、勝訴の見込みや免責事由、保険代位などの論点が残されている。ドイツにおける権利保護保険の運営を支えている法概念ないし法的仕組みとして、宣言的債務承認の法理や保険給付請求権の免脱請求権構成などを踏まえた分析が今後の課題であると指摘している。

審査の結果の要旨

審査対象論文は、権利保護保険の法的問題点につき検討を加えたものであり、保険法、保険監督法および弁護士法の観点から重要なテーマを取り扱ったものである。

このテーマに関しては、日本においても、外国の制度を紹介するものがいくつか存在しているものの、

ドイツの権利保護保険についての詳細な研究も、米国におけるリーガル・サービス・プランについての詳細な法的な分析も存在しない。なによりも、日本法に係る解釈論・立法論が包括的になされた先行業績は存在しないようであり、審査対象論文はこのテーマに関するわが国における最初の包括的研究であり、そのテーマの独創性の点で高く評価できる。また、わが国でも、近年、主に自動車保険などの弁護士費用特約として成長を遂げ、交通事故などによる損害賠償請求の分野を中心に、市民の紛争解決における重要な費用調達手段となっていることに加え、最近では、幅広く民事紛争全般を対象とする権利保護保険を提供する少額短期保険事業者が登場し、一部の大手保険会社も補償範囲を拡大するなどの動きがみられることに鑑みると、審査対象論文は時宜にかなったテーマについての先駆的な研究ということもできる。

直接的な先行業績がほとんど存在しないテーマについて、ドイツ及びアメリカの現状などを丹念に調査・分析し、一定の知見を得た点で、このテーマに関する今後の日本における議論の出発点となるような研究と位置づけることができよう。

他方、わが国においては、このテーマに関する議論の蓄積がないこともあり、審査対象論文における日本法の分析には、量的な面でも、質的な面でも、若干の不十分さが残っていることは否定できない。とりわけ、比較制度からの示唆をわが国における解釈論および立法論に十分に反映できていないのではないかという懸念がないわけではない。今後、著者を含む研究者がこのテーマに関して、わが国における、より緻密な解釈論と立法論を展開されることが望まれるところである。また、権利保護保険とリーガル・サービス・プランとをどのように並立させるべきなのか、司法アクセス確保の観点からの止揚も検討課題として残っているように思われる。

もっとも、このような欠点はあるものの、審査対象論文は、実務上も、重要なテーマとなることが予想されるにもかかわらず、わが国には十分な先行業績がないものに取り組んでおり、先駆性を有している。同時に、高度専門職業人として、また、研究者としての能力を示し、かつ、このテーマに関して学界及び実務に対して重要な問題提起を行っている、博士論文にふさわしい水準をみたす論文であると認められる。

以上の観点から、審査対象論文は、的確な文献渉猟に支えられた高い独創性と先見性を兼ね備えた論文であり、博士（法学）の学位論文に値するものと評価できる。

【最終試験】

論文審査委員会による最終試験を平成 28 年 2 月 5 日に実施し、全員一致で合格と判定した。

【結論】

よって、著者は、博士（法学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。